

“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) をされた方へ

国民健康保険料が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

(1)雇用保険の特定受給資格者 (例：倒産・解雇などによる離職)

(2)雇用保険の特定理由離職者 (例：雇い止めなどによる離職)

として失業等給付を受ける方です。

※交付された雇用保険受給資格者証の離職理由が、

11・12・21・22・23・31・32・33 のいずれかに該当する方

※高年齢受給資格者 (離職時の年齢が65歳以上の方) 及び特例受給資格者 (短期雇用) の方は対象となりません。

軽減額は？

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。

ただし、給与所得以外の所得は、軽減の対象となりません。

※具体的な軽減額などは下記までお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。



軽減を受けるには届出が必要です。制度の詳しい説明は、
逗子市福祉部国保健康課保険年金係にお尋ねください。
電話番号 046-873-1111 (内)236~238

(裏面もご覧ください)

国民健康保険料の計算例

軽減が適用される場合の国民健康保険料の計算は次のとおりです。（令和5年度計算例）
ご不明な点がありましたら、表面の問合せ先までお願いいたします。

計算例1

世帯主の1人が加入した場合

世帯主（45歳）：令和5年3月31日に離職し、特定受給資格者となった。
令和4年中の給与所得は700万円

（計算例）

世帯主の給与所得 $\times 30/100 = 210$ 万円

基準総所得金額 $= 210$ 万円 $- 43$ 万円 $= 167$ 万円

(1)医療分保険料

167 万円 $\times 5.56\% + 25,200$ 円 $\times 1$ 人 $+ 19,400$ 円 $\div 137,400$ 円

(2)支援金分保険料

167 万円 $\times 2.15\% + 9,400$ 円 $\times 1$ 人 $+ 7,300$ 円 $\div 52,600$ 円

(3)介護分保険料

167 万円 $\times 2.24\% + 10,700$ 円 $\times 1$ 人 $+ 6,200$ 円 $\div 54,300$ 円

合計保険料 (1)+(2)+(3)=244,300円

計算例2

夫（世帯主）、妻、子の3人が加入した場合

夫（35歳）：令和5年3月31日に離職し、特定受給資格者となった。
令和4年中の給与所得は700万円

妻（36歳）：夫の扶養に入っており無所得

子（10歳）：夫の扶養に入っており無所得

（計算例）

夫の給与所得 $\times 30/100 = 150$ 万円

基準総所得金額 $= 150$ 万円 $- 43$ 万円 $= 107$ 万円

(1)医療分保険料

107 万円 $\times 5.56\% + 25,200$ 円 $\times 3$ 人 $+ 19,400$ 円 $\div 154,400$ 円

(2)支援金分保険料

107 万円 $\times 2.15\% + 9,400$ 円 $\times 3$ 人 $+ 7,300$ 円 $\div 58,500$ 円

合計保険料 (1)+(2)=212,900円